

平成28年第8回

# 荒川区教育委員会定例会

平成28年4月22日

於)特別会議室

荒川区教育委員会

平成28年荒川区教育委員会第8回定例会

1 日 時 平成28年4月22日 午後1時30分

2 場 所 特別会議室

3 出席委員 委 員 長 坂 田 一 郎  
委員長職務代理者 高 野 照 夫  
委 員 小 池 寛 治  
委 員 小 林 敦 子  
教 育 長 高 梨 博 和

4 出席職員 教育総務課長 山 本 吉 毅  
教育施設課長 泉 谷 清 文  
学 務 課 長 相 川 隆 史  
指 導 室 長 小 山 勉  
生涯学習課長 北 村 美 紀 子  
図 書 館 課 長 田 窪 和 美  
書 記 椿 田 克 之  
書 記 中 村 栄 吾  
書 記 湯 田 道 徳  
書 記 宮 島 弘 江

(1) 審議事項

議案第17号 公立学校教職員の処分について

議案第18号 荒川区社会教育委員の委嘱について

(2) 報告事項

ア 区立小中学校の運動会等における「組体操」実施にかかる安全対策について

イ 荒川区子ども読書活動推進計画(第三次)の策定について

- ウ (仮称)宮前公園内新尾久図書館の整備について
- (3) その他

委員長 ただいまから、荒川区教育委員会第8回定例会を開催いたします。

出席委員数の御報告を申し上げます。本日5名出席です。

会議録の署名委員は、小林委員及び小池委員にお願いいたします。

教育長、あいさつをお願いします。

教育長 本日は、審議事項2件、報告事項3件となっております。本日の委員会もどうぞよろしくお願いいたします。

委員長 それでは、本日の議事日程に従いまして、議事を進めます。

本日は審議事項が2件、報告事項が3件です。

初めに議案の審議を行いますが、議案第17号「公立学校教職員の処分について」は人事の案件です。そのため、議案第17号については会議を非公開として審議させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

委員長 それでは、異議ないものと認めます。

議案第17号についての会議は非公開とし、人事案件の審議を行います。

事務局側、説明者を除き、退出をお願いいたします。

〔事務局職員退室〕

〔議案第17号非公開により審議終了後、事務局職員入室〕

委員長 それでは、委員会を再開します。

続いて、議案第18号「荒川区社会教育委員の委嘱について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

生涯学習課長 それでは、議案第18号「荒川区社会教育委員の委嘱について」説明いたします。

提案理由でございます。社会教育委員6名、新任2名、再任4名を委嘱するものでございます。

内容でございます。平成28年5月8日で2年間の任期を満了した方の委員4名の再任、学識経験者、八木敦子、政策研究大学院大学非常勤講師でございます。2人目でございます。社会教育関係者、石塚昭一郎、荒川区文化財保護審議会委員でございます。3人目でございます。社会教育関係者、佐野康悟、青少年日暮里地区委員会前会長でございます。4人目でございます。社会教育関係者、岡野正隆、荒川区少年団体指導者連絡会前会長でございます。

続いて、新任の委員でございます。社会教育関係者、中條勉、荒川区青少年委員連絡会前会長でございます。2人目でございます。小中学校の校長会の選出で当て職でございます。

が、学校教育関係者といたしまして新任で飯村誠一、荒川区立小学校校長会会長、尾久小学校の校長でございます。この6名を委嘱するものでございます。

委嘱後の社会教育委員の構成は記載のとおりでございます。

以上、よろしくお願いたします。

委員長 ただいまの説明について、質疑はございますでしょうか。

小池委員 社会教育委員の任務というのは、ここには書いてありませんけれども、どういう任務なのでしょう。

生涯学習課長 社会教育委員の会議が年間1回から3回開催しますが、そこで荒川区の社会教育、家庭教育、青少年教育についての御意見をいただくとともに、いろいろな団体に補助金を交付しておりますので、その決算とか予算の報告をしますので、それについての審査という御意見をいただくという役割がございます。

委員条例にもありますように、家庭教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者という、こういう知識や経験のある方を委員として委嘱するものでございます。

委員長 これは教育委員条例のところなのですが、第2条には各号例規がありますけれども、これは全部なくてもいいということなのですね。上の区分を見ると家庭教育の区分の人がいなさそうですけれども、それはいいわけですね。

生涯学習課長 社会教育関係の中に家庭教育も含まれておりますので、例えば中條前会長はPTAの関係に関わっていらっしゃいました。

委員長 この区分は第2条とは関係ないと、こういうことなのですね。

生涯学習課長 はい、そうです。

委員長 ほかにいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

委員長 それでは、ないようであれば質疑を終了します。

議案第18号について意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

委員長 ないようですので、討議を終了いたします。

議案第18号について、異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

委員長 異議ないものと認めます。

それでは、議案第18号「荒川区社会教育委員の委嘱について」は原案のとおり決定をいたします。

続いて、報告事項に移ります。

初めに、「区立小中学校の運動会等における『組体操』実施にかかる安全対策について」、御説明をお願いいたします。

指導室長 件名でございます。「区立小中学校の運動会等における『組体操』実施にかかる安全対策について」でございます。

骨子でございます。区立小中学校の運動会等において「組体操」を実施する際に、児童・生徒の安全の確保を図るため、次のとおり対応し、事故防止の徹底を図るものでございます。

内容でございます。組体操につきまして、次のような経過を取らせていただきました。平成27年12月下旬、「組体操」について各学校の現状を確認するとともに、国や都から方針等が示されれば、荒川区として方針に沿うことを小・中学校校長会とまず確認をさせていただきました。

国や都の方から具体的な指示がなかったものでございますので、平成28年3月10日、小・中学校校長会役員と確認をいたしまして、荒川区としてピラミッドは3段まで、タワーは2段までという実施方針を示し、その方向で進めることを確認いたしました。その後、東京都の方から都立学校でのタワー、ピラミッドの今年度の休止という通知が参りましたので、3月24日、小・中学校校長会役員に対して、平成28年3月24日付けで、東京都教育委員会教育長名「学校の運動会等における安全対策について（通知）」に沿って対応をすることを確認いたしました。

3月31日、各学校長あてに「学校の運動会等における安全対策について」を通知し、方針を示させていただきました。4月4日、自主校長会において、再度安全対策について説明させていただきました。

方針といたしましては、学校行事で「組体操」を実施している場合、四つん這いの人間が積み重なる「ピラミッド」と、肩の上に人が乗り、上の人が立ち上がる「タワー」については、平成28年度は休止するとともに、不可抗力による怪我等の危険性が高いものについても同様の扱いとする。

学校においては、学校行事で実施するその他の種目に内在する危険性に留意し、改めて安全対策の点検を行い、万全の対応を図る。

上記以外の体育的活動においても、万全の安全対策を講じるとともに、児童・生徒の発達段階に応じた安全指導等により、安全のための身体能力の向上や危険予測、回避能力の育成を図る。このような方向で28年度の「組体操」の対応をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

委員長 ただいまの説明について、質問などありませんか。

小林委員 お伺いしたいと思います。まず、平成28年3月10日の小中学校校長会役員との確認の中で、ピラミッドは3段、タワーは2段という実施方針が出ていたかと思います。これに関しては、どの程度であればオーケーであるとか、あるいは組体操に教育的な効果があるという意見が出たのでしょうか。こういった経緯からこういった決定になったのか、教えていただければと思います。

指導室長 現在、平成27年度におきまして、組体操の実施状況でございますが、小学校では24校中22校、中学校は10校中8校で実施してございます。体育の種目ということもありますが、それ以上に集団活動という特別活動のねらいから、運動会で実施しているという背景がございます。子どもたちの一番の思い出にも残る組体操なので、実施したいという学校の思いもございました。日体大の教授が、ピラミッド4段、タワー3段は大学生でも難しいという新聞記事も読ませていただき、中学校でどこまでなら大丈夫かということを経験の専門の校長先生にも入っていただいて相談したところ、ピラミッドは3段、タワーは2段、ここまでなら安全な対応ができるのではないかと御意見をいただき、そのように確認したところでございます。そのような経緯で、その段階では相談させていただきました。

小林委員 わかりました。

高野委員 今、社会問題になって、お話のようなことが盛り上がってきたのですが、過去においての荒川区での実態はどうか、けが人が出たか、ピラミッドの5段を行っていた学校の運動会に行ってみたときには、事故はありませんでした。ですから、過去に事故があったかどうかを調査すること、先ほど指導室長がおっしゃっていたように、子どもたちの反響や終わった後の団結力や達成感などはいかかなものなのでしょうか。その意義を、思い出作りということになりますけれども、無事に終わった後、強烈な印象に残ります。また子どもたちが楽しみにしていると思いますので、十分、教育委員会としても考えながら行動を取らなければいけないと思います。しばらくはやむを得ませんので、対応はこれでいいと思いますが。

指導室長 ありがとうございます。現在、中学校で申しますと、ピラミッドに関しましては5段の学校がございます。それから、タワーに関しましては4段の学校がございます。それから、小学校に関しましては7段があるのですが、中学校は平面の高さで積んでいきますけれども、小学校は三角錐のような形で立体的に積んでいきます。

高野委員 3人くらいで組んでやっていますね。

指導室長 後ろにも児童がおり、本当のピラミッドのような形に積んでいきますので、高さの考え方が若干違うのかなと思ってございます。けがに関しては、一昨年度は大きな事故の報告は受けてございません。昨年度に関しましては中学校1校でタワーをつくっているときに、2段目の生徒が落ちて、二人、肩と腕の打撲がございました。ただ、それよりも軽微なもの

もあると思われますので、今、学務課長が今まで上がってきた保険の資料から探っていたところでございます。

高野委員 話は違うけれども、棒倒しはもっとすごいでしょ。

学務課長 補足でございます。学務課で、学校管理下で事故が起こったときにその医療費の給付ということをやっております、その関係から学務課でどんなことがあったというのが学校から一応上がってきておりますので、今、その状況を調べておるところです。事故件数としましてはここ3年間、大体小中合わせて500件前後出てきていますので、その中で運動会とかその練習に関するもの、また組体操とわかるものがあるのかと今、全部1件1件見ていますので、そこでまた出てくると思います。

指導室長 二つ目の思い出づくりというところですが、校長先生方と御相談申し上げて、自分たちで考えさせて、安全な技なのだけれども自分たちが考えた技を、当日成功させるということも非常に有意義であるという御意見をいただき、子どもたちに技を考えさせるという作業をしている学校がありました。例えば尾久小学校では、3人1組で、どんな技ができるか自分たちで考えて、それをどうやるとうまくいくのかというアイデアを出し合っ、当日をむかえるという流れをつくっております、中学校でも第七中がそういう形で進めていくと、校長先生からも伺っておりますので、指導室としてもそういうところも広めていければと思っております。

高野委員 クリエイトすることと、共同作業をする意識を芽生えさせるのはかなり重要なことだと思うのです。全国的にみてリスクがあるからという意見が多く、現在はやむを得ないと思いますが、惜しいですね。子どもたちの成長のためには。

小池委員 私も個人的な意見としては、安全をあまりにも優先させると本当に過保護になってしまうのです。それから、3月10日の時点で小学校校長会がピラミッド3段、タワー2段という実施方針を示して、その20日後ですよ。28年度は休止するというのは、安全対策というか、保護するそちらの方に傾き過ぎているのではないかという感じがします。ただし、ここで私が注意したいのは、平成28年度は休止することなので、また、復活するというのも念頭に置くべきではないかと思えますし、小学校長会の方でもう一度検討をしてもらって、また、戻した方がいいというのであれば戻すという可能性も残しておいてほしいと思います。あまり安全ということで考えると、子どもの成長ということ、こういうのは団結力とかそういうのが大きな意味を果たすのです。それも大きな教育の一貫ですから、その点を忘れるべきではないと思います。

指導室長 まず、今、小池先生からいただいた件につきまして、12月の段階でやはり校長先生方からも、私たちは公立学校の校長だから、国や都の方針に従いながらやっていきましょ

うという御意見もいただいておりますので、今回、都の方針に従って1年間休止ということでございますが、今、小池先生がお話いただいた御意見に関して、十分検討させていただきたいと考えてございます。

また、先ほど高野先生からの棒倒しなのでございますが、今後しっかりと調査をいたします。

高野委員 今やっている学校はあるのですか。

指導室長 荒川区でやっている学校はないと思います。以前は中学校は棒倒しをよくやっていたのでございます。今はやっているとしたら棒引きという、真ん中に棒を置いておいて、お互いに走って行って引っ張っていくというようにしている学校が若干ありますが、棒倒しは減ってきているようなところでございます。

委員長 私が運動会を拝見していますと、やはり安全に実施するための教員の方々の涙ぐましい努力ということがわかります。見ていると教員の方に数に限りがあるので、演目が進むに当たって教員がどんどん動いて、多分落ちたら危ないところに配置が変わっているのです。私、去年それはどうしているのかなと思ってじっと見ていたのですけれども、かなり教員の方があちこちに動いて、配置を変えながら安全を確保しているので、教員の方の負担も考えないといけないのかなと思った次第です。

小林委員 確かに、組体操が思い出になるということがあるかと思えます。また組体操をする上で、お互い同士の信頼関係は大切な要素です。生徒の間の信頼関係をつくっていくという意味で、重要な競技とも言えます。ただ、ピラミッド3段、あるいはそのタワー2段という形でも、やはり事故は起こる可能性はあります。肩車であったとしても子どもがよろけてしまって、後ろに倒れたら上のお子さんが後頭部を打つということも考えられます。低い段数でも事故が起きる可能性はありますので、やはり考えていく必要があると思います。

また、文科省も規制の方向に、動くようです。今までは学校の判断に任せるということでしたが、文科省としての検討の方向に入るかと思えます。その意味ではこの安全対策というのは妥当ではないでしょうか。

委員長 では、よろしいでしょうか。

それでは、続いて「『荒川区子ども読書活動推進計画（第三次）』の策定について」説明をお願いいたします。

図書館課長 「荒川区子ども読書活動推進計画（第三次）」につきまして、最終案がまとまりましたので御報告するものでございます。

資料の内容等の2番にパブリックコメントの実施結果をまとめてございます。今回のパブリックコメントは、3月1日から15日までの間で実施いたしました。11名から20件の

御意見をいただいております。意見の概要ですが、計画全般について5件、計画の具体的な内容について15件でございました。こちらの詳細につきましては別紙の「パブリックコメントの実施結果について」という資料を御覧いただければと思います。

パブリックコメントでいただいた意見の中から、計画に反映した事項が2件ございます。資料2の(4)に記載しております。

1件目が「大人のためのおはなし会等の開催」で反映いたしましたが、図書館の事業を通じまして世代間の交流、特に今、お子さんが高齢者の方と触れ合う機会、時間が少ないので、そういったものをつくってもらえないかという御意見をいただきました。大人のためのお話会という事業名ではございますが、その参加者を大人だけではなくて、子どもも含めているような世代が参加できるようなお話会を検討していきたいと考えてございます。

2件目の御意見は、「特色ある地域図書館の運営」の事業内容に反映いたしましたが、実際に図書館を利用された方の声、図書館を利用してよかった、こういうことが楽しかったと、ぜひそういった声もほかの区民の方に伝えてほしいという御意見でございました。図書館から様々な事業の案内をするときに、参加された利用者の御意見、声といったものと一緒に発信していきたいと考えております。

一般的に、計画に対してほぼ計画の内容に沿うような御意見でございましたので、内容の3番にある「計画の概要」につきましては、以前御報告した内容から変更はないといった状況でございます。

最終案といたしまして、概要版と計画の本文を添付しておりますので、後で御確認いただければと思います。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 それでは、ただいまの説明について質問などはありますでしょうか。

教育長 教育委員会で1回、御報告させていただいた件ですね。

図書館課長 12月の段階で御意見をまずお聞きいたしまして、その後、パブリックコメントの前に素案という形でも御報告させていただきました。

教育長 たしかそのときに、中学生が本を読まなくなったというので、何とか方法はないものかという話をいただいたという記憶がありますが。

図書館課長 中学生に対する事業については、特に強化するということで重点事業にも位置づけて、これからいろいろな具体的な取り組みを展開していきたいと考えております。

教育長 図書館を利用する方は日常的に利用しているのですけれども、一度も利用したことがない方も多数いるということで、では、どのように図書館利用とか読書の習慣を広げていくかというのが、なかなか難しい課題であると思います。

委員長 私は、今回、いろいろな試みをやられるのは実験的な要素でありますので、その効果をまず確認するという意識が必要ではないかと思います。例えば、ゆいの森は新しいカフェもできますし、しゃべれるところがありますね。そういうところに実は普段来ていない人が来ているかどうかとか、もし、そうであればそういうことに一定の効果があるということだと思いますし、新しい試みについて、今のような課題との関係で効果があるかどうかという、そういう検討がやはり必要なのではないかと思います。

図書館課長 計画につきましては、今回5年間の計画ということになっております。次の計画が5年後になりますけれども、その間も、委員長がおっしゃられたように、新しい取り組みの検証ですとか、あるいは区民の方への意識調査ですとかそういったことを次の計画までの間にやっていきまして、状況を追跡しながら次の計画にはどういった課題が出てくるのか、あるいは今回の課題が解決したのかといったことをつなげていきたいと考えております。

高野委員 パブリックコメントの意見をこのように一々出さないで、常々図書館で区民の意見箱をつくって、それを徐々に積み上げていくと一気にやる手間が省けて、集積をすることが図書館運営の財産になると思うので、そういう方法を取った方がいいかもしれません。もう一つは、同様にふるさと文化館にもそういう意見箱をつくって、今後どうあるべきかという、意見をいただいて、なるべく区民の意見を反映できるようにした方がいいと思います。そして、教育委員会で検討をして逐次実行をしていくという形にしたらいいかないかと思います。

図書館課長 利用者の意見につきましては、毎年利用者アンケートという形で一定の期間でアンケート調査をさせていただいております。また、日常的にはやはり御意見をいただく御意見箱といったものは図書館の中に設置しております。

高野委員 区民の意見を反映する仕組みになっているのですね。それは失礼しました。

図書館課長 そちらの中でもいろいろな意見をいただいておりますので、対応させていただいているところでございます。

小林委員 アメリカのワシントン大学に参りまして、図書館の見学をさせていただき、図書館の関係者と話をしました。アメリカの場合は、現在、電子化されている資料が多く、インターネットでデータベースから資料がダウンロードできる状態です。そうなってくると図書館に行く必要が全くなくなってしまい、図書館の利用者数が非常に減ってしまったということです。

その中でどのようにして図書館の利用者数を拡大していくのかということを検討した中で、カフェの部分を広げるという対策を取ったとのことでした。学生たちが自由に、飲み物を飲みながら本を検索するとか、飲み物を飲みながら相互にPCを持ち寄って学習をするスペースを広げて、学生を再び図書館に呼び込もうとしたそうです。この対策は非常に成功したと

図書館の関係者は言っていました。ですので、中高生の利用拡大に向けた取り組みの中で、生徒にとって魅力的なスペースになると、図書館には中高生も集まってくるのかなという気がいたします。

高野委員 前回、教育委員会2ブロックの会議で文京区に行ったときに、同じようなカフェでディスカッションをする場が、非常によくできていたのですが、その方策ですね。

小林委員 そうですね。

小池委員 中学1年ギャップといいますか、読書ががたっと落ちるといっているのです。この第三次推進計画の厚い方の13ページを見ますと、おもしろい結果が出ています。1カ月に基準冊数以上を読んでいる児童・生徒の割合というので、1～3年はでこぼこがありますけれども、注目すべきは中学生が、平成17年度と22年度と27年度で着実に増加しているのですよね。これは大変いい結果が出ていると感じます。

図書館課長 こちらの調査につきましても、5年ごとの計画策定のときに同じような調査をしているところでございます。今回、小学校1年生から3年生のところ、グラフがでこぼこしているという結果になってまいりまして、ここにつきましては、もう少し原因がどういったことであるかということは追跡していかなければいけないとは思ってはいるのですが、今、先生がおっしゃられたように中学生、あるいは4年生から6年生につきましては、少しずつ数字が増えておりますので、そういったことから考えますと、荒川区でこれまで10年間やってきたところの成果の一つと考えてよろしいのではないかと考えております。

委員長 これを見ると、サンプルバイアスがあるのではないかなと思います。3年生だけ何か低くなって、また4年生にジャンプするというのは、それは何か特別な理由があるというのは、無いのではないかな。その辺を注意して活用していく必要があるかなと思います。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ声あり〕

委員長 それでは、続いて「(仮称)宮前公園内新尾久図書館の整備について」御説明をお願いいたします。

図書館課長 (仮称)宮前公園内新尾久図書館の整備に関しまして、今回、基本設計の方針につきまして御報告するものでございます。

内容の1番でございます。(仮称)宮前公園内新尾久図書館の基本設計に当たりまして、基本設計の事業者選定を、公募型プロポーザル形式で実施するものでございます。宮前公園内新尾久図書館でございますが、現在の尾久図書館、こちらが建物の老朽化がかなり目立ってきておりまして、その老朽化の対策を今まで検討していたところでございますが、荒川区が整備いたします宮前公園の中に、図書館を建設する用地が確保できましたので、宮前公園

の中に新しい建物をつくりまして、現行の尾久図書館をこちらに移動する形を想定しているものでございます。

内容に戻りまして、プロポーザルに当たり、学識経験者、地元有識者、庁内委員から構成いたします評価委員会を設置するものでございます。

内容の3番でございます。宮前公園内新尾久図書館の考え方について、こちらの概要にまとめさせていただいたものをプロポーザルの提案の参考資料として提示する予定でございます。きょうの資料で別紙として添付させていただいておりますので、確認していただければと思っております。

整備予定でございます。もう既にこちらのプロポーザルの公募は開始をさせていただいておりますが、今年度の前半でプロポーザルをやりまして事業者を決定いたしまして、後半、秋以降に基本設計に入る予定でございます。その後、実施設計、建設を経まして、平成32年度の開設を目指しているところでございます。

それから、宮前公園周辺地域の状況でございますが、この資料の裏面に現況を載せてございます。先ほど申し上げましたように、現在の尾久図書館から宮前公園の中に移動をするといった想定でございます。こちらの宮前公園の予定をもう1枚別紙としてつけておりますが、左手が隅田川、右手が都電通りといった位置関係になっております。現在の都電通り、宮ノ前の停留所の裏になりますが消防署のある裏手のところに、空地ですが、そちらに図書館ができる予定地を確保しております。ですので、現行の尾久図書館からはかなり都電に近い位置まで移動することで、利用者の利便性向上を期待しているものでございます。

今後の予定でございますが、先ほど申し上げましたように、既にプロポーザルの公募は、今週の19日から開始しております。9月に候補者の選定を終えまして契約をしたいと考えているところでございます。

御報告は以上です。どうぞよろしくお願いたします。

委員長 ただいまの説明について、質問などございますでしょうか。

教育長 八幡中がきれいになったので、余計図書館の老朽化が目立って、ここ何年か雨漏りもひどくなって改修とかしたのですけれども、いよいよ建てかえなくてはいけないということになりました。都市公園の中に図書館は建てられるのですね、建蔽率の関係はありますけれども。何とか敷地を確保できましたので、先生方が言われているように、例えばテラスから庭が見られるとか、あるいはテラスで飲食ができるだとかそういったことも考慮に入れながら、いい図書館をつくっていければということです。

小池委員 私の希望としては、この建設、開設をもう1年くらい前倒しにできるといいなという感じなのです。その理由は、平成28年度ゆいの森は来年の3月ですね。それから平成

32年度というか、平成32年というちょうどオリンピックの年なのですね。オリンピックというのは後で触れるチャンスがあるかもしれませんが、スポーツの祭典であり文化の祭典なのですね。荒川区としても何か考える必要が今後出てくると思うのですけれども、そういう意味では32年度よりもむしろこちらの方に少し焦点を当てるといって、平成31年度中というか、少しこの建設を前倒しにして32年度の方に、あまりオリンピックとぶつからないようにタイミングを考えていただきたいなと思います。そういう意味では、ちょっと全体を急いで進める。特に図書館は老朽化が進んでいるとしたらなおさらのこと、早目にやっていただきたいなという感じがします。

図書館課長 スケジュールにつきましては、これから設計を進めていく中で、また詳細を詰めていくことになるかと考えております。確かにできるだけ早く開設できるととても素晴らしいと考えておりますが、公園の整備と同時並行でやっている部分がありますので、そういったところと調整しながら、どういったスケジュールでできるか、私どもの方でも検討をしてみたいと考えております。

教育長 田窪課長を初め図書館課の思いも、今の小池先生と同じでいいものをなるべく早くというので、表に開設時期が32年度の左端に出ていますよね。ですから、32年度中というよりはなるべく早くという思いがあるということでした。

小林委員 なるほど、そういうことなのですか。

図書館課長 できるだけ早くやれるといいと思っております。

委員長 よろしいでしょうか。

{「はい」と呼ぶ声あり}

委員長 予定しておりました事項は以上ですが、事務局より連絡事項等がありますでしょうか。

教育総務課長 特にございません。

委員長 ほかに何かありますでしょうか。

生涯学習課長 御手元に、荒川区報4月11日号を置いてございますが、27年度に指定登録した文化財について御紹介している区報でございます。大きく1面につまみかんざしの戸村絹代さん、また、手描友禅の笠原以津子さん、そして、歴史資料、題目塔、また、大般若経ということで、こういう四つの文化財を区報に掲載してございます。

また、荒川区の文化財展もその下の方にありますが、もう1枚のチラシに4月23日から、あしたからですね、6月5日の日曜日まで「速報！あらかわの文化財展」を開催いたします。学芸員による展示解説、また、「はばたけ！若手職人作品展」、また「伝統に生きる - あらかわの工芸技術 -」の桐たんすの川俣頼三保存会の会長の記録映像の上映会も行います。ぜひ教育委員の皆様にも、5月の2回の教育委員会の中で御来館いただければと思っております。

す。また事務局と相談して日程調整させていただきますので、ぜひ御来館いただきたいと思います。

私からは以上です。

小池委員 先週、東京都教育委員会で教育施策連絡協議会が開かれたのですが、大きくは二つあって1部と2部、行政の説明、その中で特に注目を引いたのはオリンピック・パラリンピックに関する教育ですね。それで、資料がここに配られていますけれども、17ページにあるように都教育委員会が実施する支援策ということで全校に30万円交付ということで、それ配られています。それから重点校にはさらに20万円を出すと。それから体力向上についても小学校については、アクティブにやるところについては1校につき30万円支援するとか、中学校についても同じように、数は絞られるのですけれども、30万円支援というのがある。それを念頭に置いてやる必要があると思いました。

それから、私はこのパネリストに、会議中は質疑応答の時間がほとんどなかったので、このパネリストのオリンピックの文化プログラムをやっている吉本さんという方にお話をしたのですけれども、オリンピックというのはオリンピック憲章の第1条に書いてあるスポーツの祭典及び文化の祭典なのです。それでロンドンオリンピックのときに極めて大きなイベントをやって、そのときに文化プラススポーツ、スポーツプラス文化という特定のクライテリアを設けて、それに合致するものを認知してそういうオリンピックの年というか、オリンピックの期間という形で文化活動も国際的な催し物としてやったのですね。その期間としてはリオのオリンピックが終わった途端に、そういう今度は東京オリンピックに向けて文化活動などができる形になっているのです。

したがって、どういう要件を備えたらオリンピックの行事の一環として認知するのか、そういうものをもっと早くつくるように、それから文化というのをスポーツと並んで文化という面を強調すべきだということを、もう少し東京都の方としてオリンピック準備委員会の方として声を上げるような方向に持って行ってほしいという要望をした経緯があります。ということで、オリンピックに向けて文化関係についても力を入れる必要があるということを強調しておきました。

委員長 ありがとうございます。

以上、報告等ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

委員長 それでは、ないようですので、以上をもちまして教育委員会第8回定例会を閉会いたします。

了